

植物防疫所

『植物防疫情報』

No.14

<http://www.maff.go.jp./pps/>

発行所：農林水産省門司植物防疫所
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10
門司港湾合同庁舎内
TEL 093-321-2601
ISSN 2186-1625

平成26年8月29日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。

また、ホームページ（<http://www.maff.go.jp./pps/>）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する詳細な情報を提供しています。

【法令改正関係情報】

- 「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」が一部改正されました（平成26年8月24日）
- 「輸入種苗検疫要綱」が一部改正されました（平成26年8月24日）
- 「輸出国植物防疫機関に対する通報実施要綱」が一部改正されました（平成26年8月24日）
- 「輸入植物検疫規程（木材こん包材に関する項）」及び「輸入木材こん包材取扱要領」の一部改正がされました（平成26年7月31日）
- 【輸出】「輸出用木材こん包材消毒実施要領」の一部が改正されました（平成26年7月31日）

【植物検疫関係情報】

- 植物防疫法に基づく輸出入検査等に係る不適切な事例を更新しました（平成26年8月15日）
- 【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（平成26年産りんご・なし）を掲載しました（平成26年8月11日）
- 情報誌「植物防疫所病害虫情報No.103」を掲載しました（平成26年7月30日）
- 平成25年植物検疫統計レポートを公開しました（平成26年7月25日）

目次

* 表紙：法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）— 平成26年8月29日現在 —	
* 特集記事：平成25年輸出入植物検疫概況（全国）	1～3
* EU加盟国向けカンキツ生果実の輸出検疫制度	4
* 各地の植物検疫情報	
・新石巻港湾合同庁舎が完成	5
・アメリカ合衆国及びニュージーランド向け輸出用ウンシュウミカン落花直後の栽培地検査	5
・『関空旅博2014』における植物検疫の広報活動	6
・南西諸島（沖縄・奄美・トカラ）及び小笠原からの植物類の持ち出しについて	6
・優良職員表彰 局長賞受賞	7
* お知らせ：海外から郵便物で植物を輸入する場合の植物防疫所からのお願い	7

平成25年輸出入植物検疫概況（全国）

輸 入

平成25年に貨物で輸入された植物の検査数量は、栽培用苗・球根類約8.8億個（前年比96%）、栽培用種子約2.4万t（同99%）、切花約22億本（同96%）、生果実・野菜約262万t（同90%）、穀類・豆類約2,793万t（同99%）、嗜好香辛料・肥飼料等約912万t（同97%）、木材約458万m³（同103%）でした（図1）。

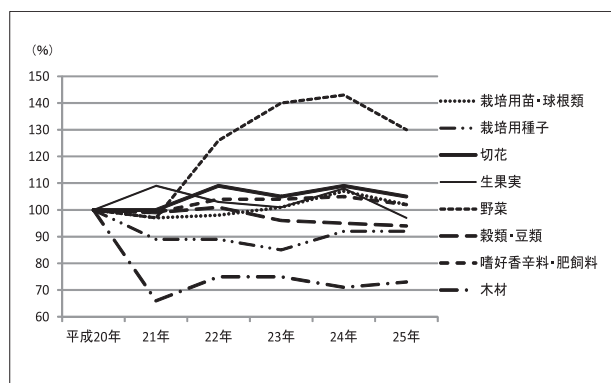


図1 植物の種類別輸入検査数量（貨物）の増減率（平成20年の数量を基準）

また、輸入検査件数は約67万件で、前年に比べて約3万件減少しました。平成20年は約68万件で、21年から24年までは70万件前後で推移しています（図2）。

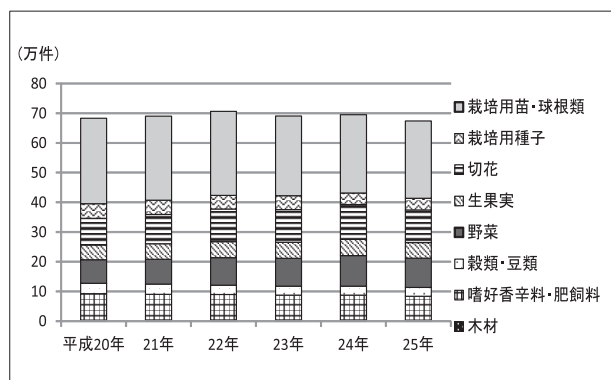


図2 植物の種類別輸入検査件数（貨物）の推移

植物の種類別の輸入検査状況は以下のとおりです。なお、文中の病害虫名は、日本に未発生であって侵入すると重大な被害が生ずる恐れがあるもののうち、発見件数が多いものです。

●種苗類

検査数量は、苗類約4.4億個（前年比102%）、球根類約4.4億個（前年比90%）、種子約2.4万t（同99%）でした。

平成20年と比較すると、苗類は113%、球根類は93%、種子は93%となっています。

苗類は、オランダ産キクさし穂、イスラエル産カーネーションなどの花き苗、球根類は、オランダ産ユリ属、チューリップ属などの花き球根、種子はチリ産トウモロコシ、オランダ産レタスの検査件数が多くなっています。

輸入検査では、テンサイ（ビート）種子などから *Uromyces betae*（テンサイさび病菌）が発見されています。

●切花

検査数量は、約22億本で、中国、コロンビア、マレーシア、タイ、台湾などから輸入されています。

平成20年と比較すると108%と緩やかに増加していますが、キク属（同年比158%）及びナデシコ属（同147%）については、急激に増加しています。

輸入量の多い品目は、ヒサカキ属（5.0億本）、サカキ属（4.4億本）、キク属（3.3億本）、ナデシコ属（3.3億本）、デンドロビウム属（1.1億本）でこれらの5品目で全体の約76%を占めています。

輸入検査で発見される害虫は、アザミウマ科、アブラムシ科、ハダニ科、チョウ目などが多く、*Epiphyas postvittana*（リンゴウスチャイロハマキ）、*Spodoptera frugiperda*（ツマジロクサヨトウ）などが発見されています。

●青果物

検査数量は、生果実約168万t、野菜94万tで、主としてフィリピン、ニュージーランド、中国、

メキシコ及びアメリカから輸入されています。

平成20年と比較すると、生果実は96%と減少し、野菜は131%と増加しています。

輸入検査の結果、オーストラリア産オレンジなどから *Pseudococcus calceolariae*（ガハニコナカイガラムシ）、ペルー産アスパラガスなどから *Heliothis virescense*（ニセアメリカタバコガ）、アメリカ産セロリーやブロッコリーなどから *Liriomyza langei* などが発見されています。



フィリピン産パインアップルの輸入検査

●穀類・豆類、その他植物

検査数量は、穀類約2,486万t、豆類約306万t、嗜好香辛料約71万t、油料・肥飼料約841万tとなっています。

平成20年と比較すると豆類が75%と大きく減少しましたが、それ以外の品目では大きな変化は見受けられませんでした。

輸出国での消毒が必要な条件付き輸入解禁植物として、アメリカ産及びカナダ産乾牧草、中国産イネワラが輸入されています。

北米から輸入されるアルファルファヘイなどの牧草類には、輸入禁止品であるムギワラ類が混入している事例があることから、十分注意を払って検査を行っています。

●木材

検査数量は、約458万 m^3 でした。平成20年と比較して南洋材及び北洋材（ロシア材）の輸入量が減少しています（図3）。

特に、北洋材は、原木（丸太）の輸出関税率が引き上げられた影響により、製材での輸入に移行していることが原因の一つに挙げられます。

輸入検査では、カミキリムシ科、キクイムシ科、

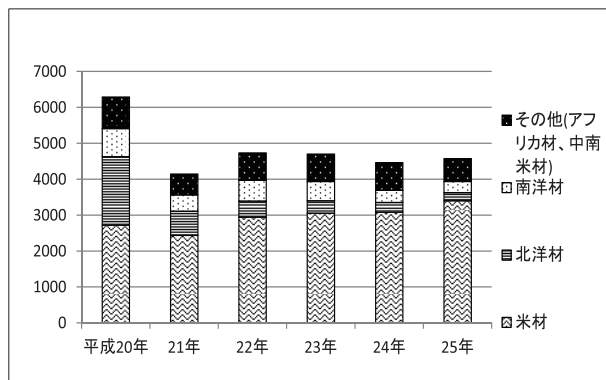


図3 輸入木材検査数量の推移(単位は千 m^3)

ゾウムシ科、タマムシ科等の害虫が多く発見され、北米産マツ属から *Dendroctonus ponderosae*（アメリカマツノキクイムシ）などが発見されています。

輸 出

平成25年に貨物で輸出された植物の輸出検査数量は、栽培用苗・球根類約1,043万個（前年比101%）、栽培用種子約0.2万t（同106%）、切花約31万本（同220%）、生果実・野菜約2.8万t（同171%）、穀類・豆類等約13.7万t（同65%）、嗜好香辛料・肥飼料等約4.5万t（132%）、木材約29万 m^3 （同177%）となっています。過去5年間の推移をみると、栽培用苗・球根類は減少傾向で、木材は増加傾向にあります（表）。

検査件数は、平成20年から4万件前後で推移しており、平成22年（約4.4万件）と平成25年（約4.6万件）は他の年と比較してやや多くなっています（図4）。

表 植物の種類別輸出検査数量（貨物）の推移

種 類	(単位)	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
栽培用苗類	(万個)	2,509	1,285	1,234	836	983	982
球 根 類	(万個)	147	125	127	119	47	61
栽培用種子	(万t)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
切 花	(万個)	31	27	22	14	14	31
生 果 実	(万t)	2.7	2.3	2.2	1.8	1.1	2.0
野 菜	(万t)	1.2	0.9	0.6	0.6	0.5	0.8
穀類・豆類	(万t)	15.9	23.4	22.8	15.0	20.9	13.7
嗜好香辛料	(万t)	1.0	1.2	1.2	0.6	0.6	0.6
肥 飼 料 類	(万t)	3.4	1.8	3.2	6.3	2.8	3.9
木 材	(万 m^3)	7	9	24	11	17	29
合 計	(万個)	2,686	1,437	1,383	969	1,044	1,074
	(万t)	24.3	29.7	30.1	24.5	26.1	21.2
	(万 m^3)	7	9	24	11	17	29

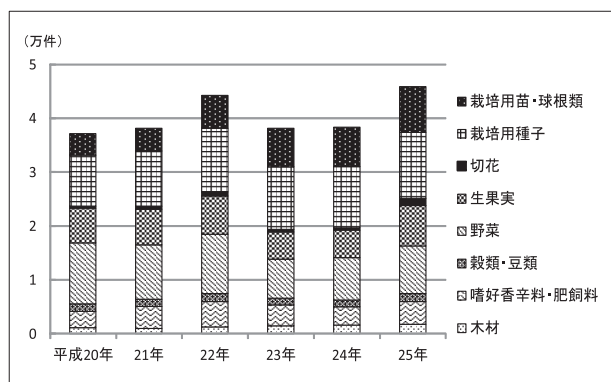


図4 植物の種類別輸出検査件数(貨物)

植物の種類別の輸出検査状況は以下のとおりです。

●種苗類（輸出先 108 か国・地域）

検査数量は、過去5年間の推移をみると種子は毎年ほぼ0.2万tで推移し、苗類は約982万個と平成21年以降減少傾向にあり、球根類は61万個であり、平成20年の半分以上に減少しました。検査件数は、苗類、球根類及び種子とも平成25年は平成20年より多くなっており、輸出貨物の小荷口化がうかがえます。

検査件数が多い輸出先国・地域は、苗類は香港、オランダ、アメリカ、台湾の順で、この4か国・地域で全体の45%を占めています。

球根類はロシア、イギリス、オランダの順で、この3か国で全体の51%を占めています。

また、種子は輸出先国・地域が96か国・地域となっており、このうち、アメリカ、チリ、中国、韓国、インドの5か国・地域が全体の40%を占めています。

●切花（輸出先 14 か国・地域）

検査数量は、マツ科、バラ科、キク科等約31万本で、平成21年以降は減少傾向にありましたが、平成25年は増加に転じました。検査件数は増加傾向にあり、平成20年の約3倍となっています。

検査件数が多い輸出先国・地域は、タイ、台湾、オランダ、ロシア、グアムの順でこの5か国・地域で全体の81%を占めています。

●青果物（輸出先 31 か国・地域）

検査数量は、リンゴ、カンキツ類、ナシ、モモ、ブドウ等の生果実が約2.0万t、ナガイモ、イチゴ、カボチャ、ニンジン、サツマイモ等の野菜が約0.8万tで、過去5年間の推移をみると、生果実、野

菜とも減少傾向にありましたが、今年から増加に転じました。

検査件数の多い輸出先国・地域は、生果実では、台湾、タイ、ロシアの順で、この3か国で全体の95%を占めています。野菜では台湾、タイ、北マリアナ諸島、アメリカ、グアム、アラブ首長国連邦の順で、この6か国・地域で全体の95%を占めています。



台湾向けナシの輸出検査

●穀類・豆類、その他植物（乾物）（輸出先 59 か国・地域）

検査数量は、穀類・豆類約13.7万t、嗜好香辛料約0.6万t、肥飼料類約3.9万tです。

検査件数が多い輸出先国・地域は、ベトナム、台湾、中国、タイ、韓国の順で、この5か国・地域で全体の71%を占めています。

●木材（輸出先 13 か国・地域）

検査数量は、約29万m³で、過去5年間の推移をみると増加傾向にあります。

これは、中国へ住宅用途として樹皮付き丸太の輸出が増加していることによるものです。検査件数が多い輸出先国・地域は、中国、台湾、インドネシアの順でこの3か国で全体の90%を占めています。

輸出検疫は輸出先（国・地域）の検疫要求に応じた検査を実施する必要があるため、輸出先や植物の種類によっては、日本における検査が長期にわたる場合があります。このため、植物を輸出される際は、お早めに植物防疫所へご連絡いただければ幸いです。

※文中の表及び図については、「植物検疫統計」により引用し作成しました。

EU加盟国向けカンキツ生果実の輸出検疫制度

EU加盟国ではEU加盟国以外の国で生産されたカンキツ生果実の輸入に対し、栽培中の病害虫対策などの特別な条件を設定しています。EU加盟国向けの日本産カンキツ生果実は、生産園地及びその周辺地域においてカンキツかいよう病菌 (*Xanthomonas campestris* pv. *citri*) 及びミカンバエ (*Bactrocera tsuneonis*) の発生が認められていない登録生産園地で生産され、周囲にミカンバエの発生が認められていない登録選果こん包施設にてカンキツかいよう病に対する表面殺菌後選果こん包し、輸出検査に合格したもののみが輸出されています。

その概要を紹介します。

● 施設の登録

EU加盟国向けカンキツ生果実の輸出生産園地と選果こん包施設の登録申請を受けた植物防疫所は、現地調査を実施し、前述の要件を満たしていることを確認した生産園地及び選果こん包施設を登録します。

● 栽培地検査

カンキツかいよう病については落花期直後と収穫前に、罹病していると疑われる樹の罹病部分を採取し、精密検定を行います。ミカンバエについてはミカンバエを誘殺するトラップを用いた調査

と、落下果実及び変色生果実の切開調査を行い、ミカンバエの有無を確認します。

● 選果・こん包

栽培地検査に合格した生産園地のカンキツ生果実は、登録選果こん包施設にて選果、表面殺菌及びこん包が行われます。

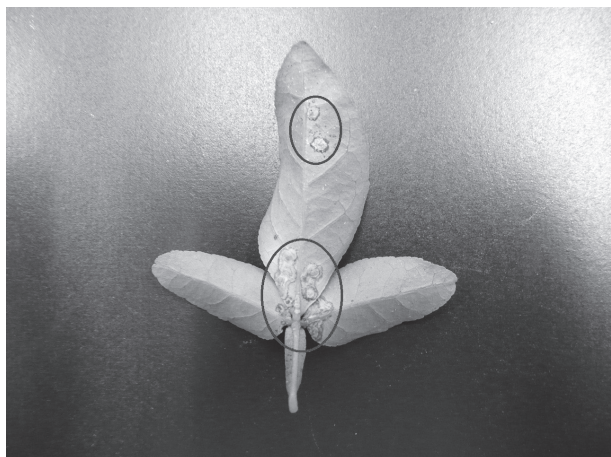
選果の際には病害虫の寄生果、傷果、果実に付着した果柄及び葉を除去します。こん包には原産地（国及び生産都道府県）が表示され、ミカンバエの汚染防止措置がとられたものが使用されます。

● 輸出検査

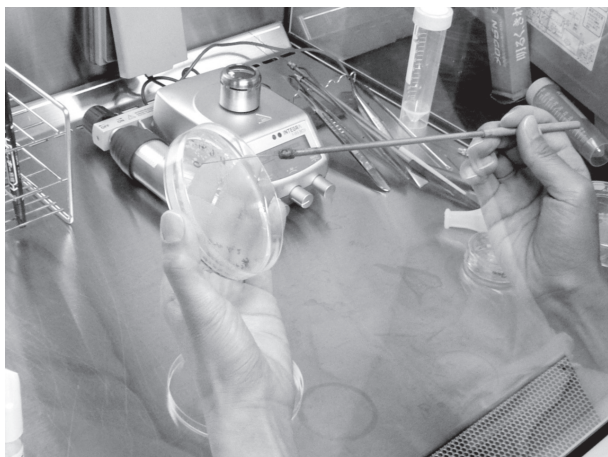
植物防疫官がカンキツかいよう病、ミカンバエ及びその他のEUの検疫対象病害虫に罹病・寄生されていないこと、選果・表面殺菌が適切に実施されていること、条件が満たされたこん包容器（原産地表示、汚染防止措置等）が使用されていることを確認します。

平成25年度は、全国で1件2,520kgのウンシュウミカン及び5件2,911kgのユズが合格し、イギリス及びフランスに輸出されました。

EU加盟国向けカンキツ生果実の輸出検疫条件の詳細については、最寄りの植物防疫所にお問い合わせください。



カンキツかいよう病斑



カンキツかいよう病の精密検定



新石巻港湾合同庁舎が完成

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（石巻市は震度6弱、津波高約7m）で、旧石巻港湾合同庁舎は、敷地の液状化現象に加え津波で1階が水没して使用不能となり、取り壊されました。横浜植物防疫所の石巻出張所は2階に入居しており、水没は免れたものの事務機器、物品等が破損する等の被害を受け、官用車も流出しました。また、津波により一部の港湾施設が全壊するなど被害は甚大でした。

同年4月28日に、当所は旧庁舎から3km離れた高台にある石巻法務合同庁舎内の仮事務所に移転しました。仮事務所は手狭なうえ病害虫を調べるための検定室も無く、顕微鏡等の設置や検定を行うスペース確保に苦慮していました。

石巻港は、同年6月17日には穀類本船が入港するなど、徐々に復興し、平成25年の輸入量は、震災前の平成22年と比較して、木材は同程度、穀類は7割まで回復しています。

本年5月、旧庁舎跡地に新合同庁舎が完成し、



新石巻港湾合同庁舎

6月23日から新庁舎での業務を開始しています。新庁舎は5階建てで、1階は吹き抜けのロティ、税関検査場、2階は会議室、機械室、3階と4階は事務室になっています。大震災を教訓に津波避難ビルとしての役割を担うように太陽光発電システムが導入されているほか、5階には石巻市の防災備蓄倉庫が整備されています。入居官署は5官署で、当所は3階に入居しており、気持ちも新たに業務に励んでいます。

（横浜植物防疫所塩釜支所石巻出張所）

アメリカ合衆国及びニュージーランド向け 輸出用ウンシュウミカン落花直後の栽培地検査

静岡県は温暖な気候に恵まれ、カンキツ類の栽培が盛んに行われています。その中でも、県中部の藤枝市は、ウンシュウミカンの輸出を目的とした栽培に古くから取り組んでいます。

過去にはアメリカ合衆国向けに和歌山、広島及び愛媛県からも輸出されていましたが、近年では静岡県のみが輸出を行っています。また、同市は唯一ニュージーランド向け産地でもあります。

今年度は123筆（15,696本）、19.53haの栽培地検査申請があり、7月3日から4日にかけて落花直後期における栽培地検査を植物防疫官延べ10名で行いました。

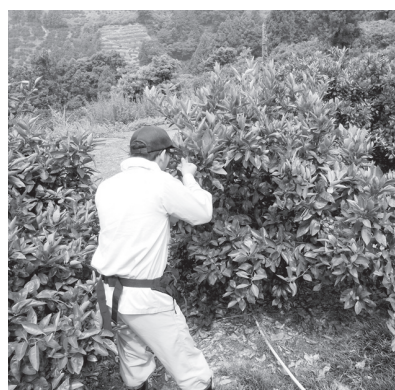
アメリカ合衆国からはカンキツかいよう病、ヤノネカイガラムシ等が、ニュージーランドからはカンキツかいよう病、カンザワハダニ、ミカンバエ等が発生していないことが輸出の条件となっており、両国とも落花直後と収穫期に裁

培地で検査することが求められています。

検査の結果、検疫要求対象の病害虫は発見されず、すべての園地が合格となりました。

今後、本年10月頃に予定している収穫期における栽培地検査及び輸出検査を実施するにあたり、産地と連携し、両国に病害虫の付着のない健全なミカン果実を輸出できるよう、検査対応を行っていくこととしています。

（名古屋植物防疫所清水支所）



落花直後の栽培地検査



『関空旅博2014』における植物検疫の広報活動

関空旅博は、新関西国際空港株式会社が主催するイベントで、第10回目となる今年は5月24、25日に開催され、約4万人が来場しました。

植物防疫所も、広報活動の一環として本イベントに参加し、植物防疫所の仕事を紹介したパネル、輸入が禁止されている熱帯果実のレプリカ、過去に関西空港に輸入された植物から発見された害虫標本等を展示するとともに、リーフレット等を配布し、旅行の際にお土産として植物を持ち帰る際の注意点などをお知らせしました。来場者の多くは、果実のレプリカを手にとったり、それらに添えた解説カードを見て、果実名を確認する光景が見受けられました。また、顕微鏡とモニター画面を使った昆虫標本観察体験コーナーは、子供たちに人気で、順番待ちになるほど大盛況でした。

来場者からは、具体的に旅行を考えている国からの植物の持ち込みに関する質問などがあり、勉強になったとの声が数多く寄せられ、関心の高さを感じました。今後も展示内容等を工

夫して、より一層植物検疫を広く知っていただくための活動に力を入れていきたいと思えます。

(神戸植物防疫所関西空港支所)



植物防疫所展示ブースの様子

南西諸島(沖縄・奄美・トカラ)及び小笠原からの植物類の持ち出しについて

沖縄県、奄美群島、トカラ列島及び小笠原諸島には、サツマイモや野菜類に被害を及ぼすアリモドキゾウムシ等の害虫やアフリカマイマイが、沖縄県、徳之島、沖縄永良部島及び与論島には、カンキツ類に被害を及ぼすカンキツグリーンング病が発生しています。

これらの病害虫が、国内の他の地域にまん延すると、農産物の生産に大きな被害を与えることから、植物防疫法に基づき、これら病害虫及びその寄主植物の発生地域からの持ち出しは規制されています。

主な規制対象の植物は、サツマイモ(紅イモ等を含む)、オオバゲツキツ(カレーリーフ)、エンサイ(空心菜)、ノアサガオ、モミジバヒルガオ、グンバイヒルガオ、シーカーサー等のカンキツ類及びゲツキツ(種子及び果実は除きます)などです。

これらを、発生地域から持ち出すことは禁止されていますが、サツマイモなどは、事前に植物防疫所で蒸熱処理による消毒又は検査を行えば持ち出せる場合もありますので、最寄りの植物防疫所にお尋ねください。

植物防疫所では、このような制度を広く国民の皆様知っていただくために、ポスターを作成し、関係者に配布するなどして注意を呼びかけています。また、これらの病害虫やその寄主植物が発生地域から持ち出されないように取締りを行っています。

昨年、ノアサガオがスクラップに付着したまま、本土へ移動した事例がありました。アリモドキゾウムシ等の害虫が寄生している可能性があり、そのまん延防止のため除去していただきました。

このように一般の貨物や他の植物等に付着している場合も同様に規制の対象となりますので、ご注意ください。

病害虫のまん延防止のため、皆様のご協力をお願いいたします。

(門司植物防疫所国内検疫担当)



植物等の移動規制に関する
広報用ポスター H26作成



優良職員表彰 局長賞受賞

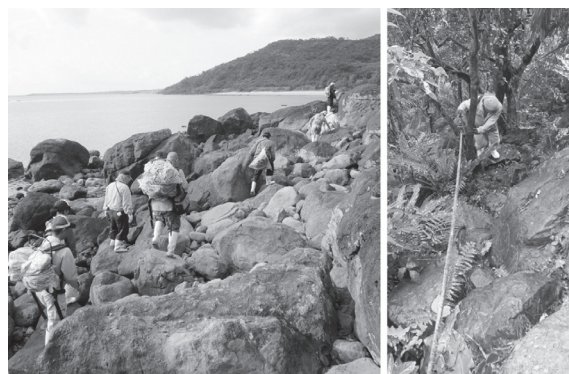
平成26年6月1日、那覇植物防疫事務所の職員16名が久米島における不妊虫放飼法によるアリモドキゾウムシ根絶（世界初の事例）への貢献により農林水産省消費・安全局長賞を受賞しました。

当所はサツマイモの重要害虫である同虫の根絶に向け、長年にわたり沖縄県への防除協力・指導を続けてきましたが、起伏に富んだ地形と複雑な植生により防除と調査は困難を極めました。植物が密生するジャングル、滑落や落石の危険のある急峻な崖、ハブなどの危険生物、高温多湿の気候等、過酷な自然条件下で、汗にまみれ、時には海に浸りながら、トラップ調査と寄主植物調査を島内くまなく行い、根絶の判断に必要なデータを十分積み上げ、同虫の根絶達成を証明しました。

今回の受賞者は16名ですが、本賞は長年、防

除、駆除確認調査に関わられた全ての方々に与えられたものです。これを糧に引き続き特殊病害虫の防除や再侵入防止対策に取り組んでまいります。

（那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当）



久米島儀間地区での過酷な調査

お知らせ



海外から郵便物で植物を輸入する場合の 植物防疫所からのお願い

遺伝資源の導入等のため、海外から種子等の植物を郵便物として輸入する事例が多くなっています。

海外から郵便物で輸入される植物については、通常、日本に到着時に通関手続きを行う郵便局において、植物防疫官が輸入検査を実施しています。輸入検査の結果、合格した郵便物の外装等には、検査に合格した旨の合格証印が押印され、また、「植物検疫」と書かれたテープで封がされます。仮に、郵便物がお手元に到着した際に、これらのいずれもない場合は、未検査である可能性がありますので、最寄りの植物防疫所へご連絡ください。また、輸出国が発行した植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) の原本が入っていた場合も、未検査である可能性がありますので同様にご連絡ください。

なお、植物を海外から郵便物により輸入する際には、輸出者等の発送人に対して、荷物に植物が入っている旨を外装等に記載（「種子在中」、「LIVE PLANT」など）した上で送付するようお願いいたします。

